

県営住宅における健康団地の取組について

健康団地の取組みは、平成31年3月に策定した「健康団地推進計画」に基づき、今後、県営住宅が地域活力向上の拠点として持続的に役割を果たすことができるよう、入居者、県、市町、福祉団体等の連携のもと、近隣住民も巻き込んだ多様な交流により、「だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地」へと再生するものです。

I 健康団地の取組みの概要

1 健康づくり、コミュニティづくりの拠点整備

入居者及び近隣住民を含めた地域に開かれたコミュニティ活動を活性化させるため、今後、建替えを行う県営住宅においては、あらかじめ、コミュニティルームやコミュニティ広場を整備し、建替えまで一定の期間を要する団地においては、コミュニティ活動の拠点として空き住戸を活用することにより、コミュニティ活動の活性化を図ります。

<コミュニティルームの整備イメージ>

コミュニティルームは、住棟内への配置を原則とします。近隣を含めだれもが利用し易いアプローチを確保した上で、1住戸程度のスペースにトイレやミニキッチン等を備えた1つの大きな空間としてコミュニティルームを整備します。団地自治会の意向や地域のニーズ等によって、入居者等の交流拠点としての活用、高齢者や子育て向けサービスの誘致などが考えられます。



<コミュニティ広場の整備イメージ>

建替えた団地内には、コミュニティ広場を配置します。買い物支援や防災機能も備え、団地外の周辺にも開かれたかたちとし、入居者等による健康づくり、コミュニティづくりが行われるよう整備します。

団地自治会の意向や地域のニーズ等によってだれもが手軽にストレッチや簡単な筋力トレーニング等ができる健康遊具やウォーキングコース、共同花壇・菜園、移動販売車の販売スペース、かまどベンチ、防災パーゴラ、マンホール型トイレ、防災倉庫等の防災施設などの整備を進めます。



2 余剰地、空き施設等を活用した拠点づくり

建替えに伴い創出する余剰地やコミュニティスペース、既存団地の空き施設には、入居者が身近にサービスを受けられる拠点（地域包括支援センター、社会福祉施設、子育て支援施設、店舗等）の誘致を検討します。

誘致にあたっては、建替え事業の実施検討の中で、地域の実情に応じて、ニーズを把握している市町や地域の福祉団体等と連携して取り組みます。

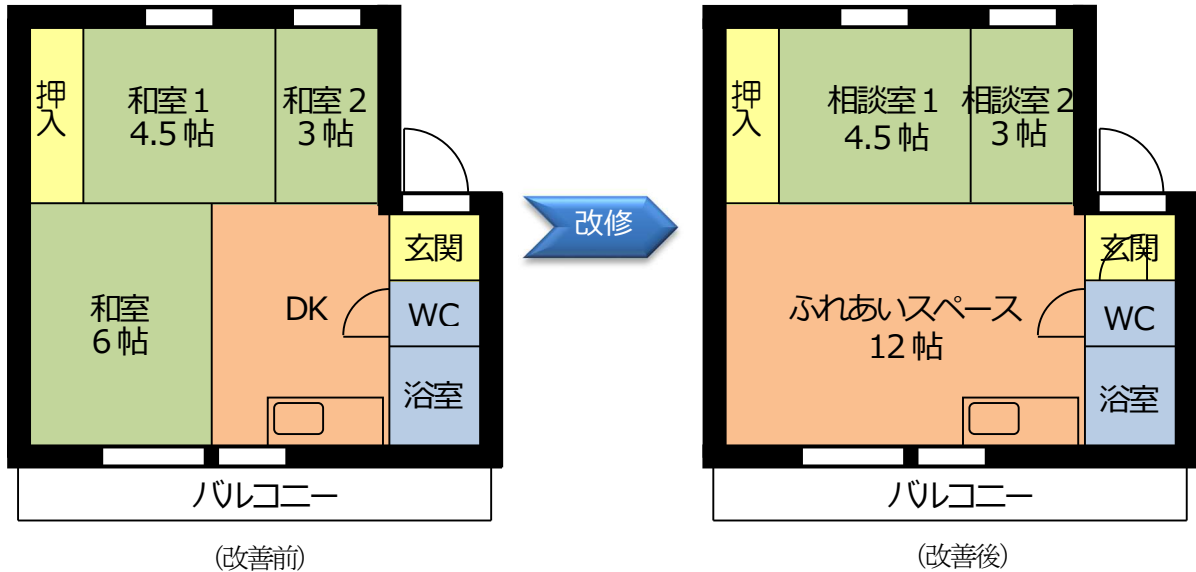
II これまでの取組

平成 27 年 3 月に策定した「県営団地再生計画」に基づき、団地の既存ストックや高齢化の状況、団地自治会のニーズ等をもとに、団地住民と地域関係者等が連携・協働し、高齢者等が健康で安心して住み続けられる団地に再生する取組みを行っていました。

1 空き住戸活用によるコミュニティ活動の拠点づくり

団地の空き住戸を活用して、住民等によるコミュニティ活動の拠点づくりを行いました。

(1) 県営浦賀かもめ団地（戸当たり専用面積：約 37 ㎡）



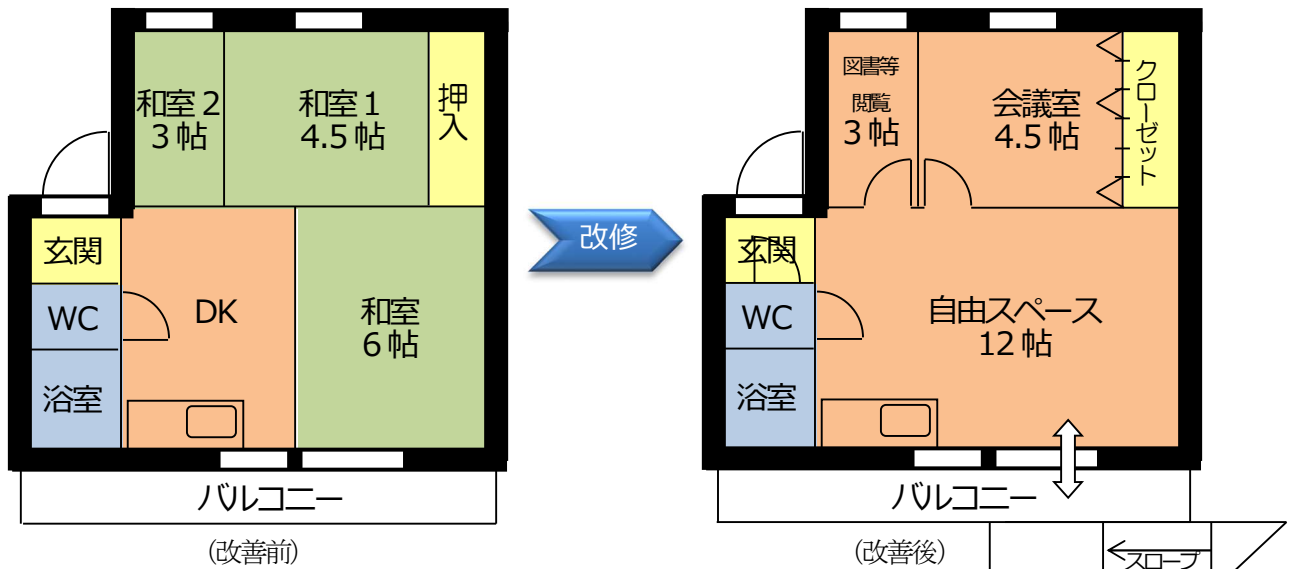
ア 改修内容：DK と和室を一室にし、ふれあいスペースに改修

車椅子の方が利用しやすいように、トイレに扉を追加 等

イ 活用主体：浦賀かもめ団地自治会（健康団地推進協議会）

活用方法：名称「ふれあいの家」。よろず相談会（団地住民の相談を自治会の相談員がワンストップで受け、行政や医療介護団体等に繋げていくもの）を中心とした交流の場（趣味的活動含む）として活用する。

(2) 県営日野団地（戸当たり専用面積：約 37 ㎡）



ア 改修内容：DK と和室を一室にし、自由スペースに改修
 車椅子の方が利用しやすいように、トイレに扉を追加、
 バルコニー側に出入り口のデッキとスロープを設置 等

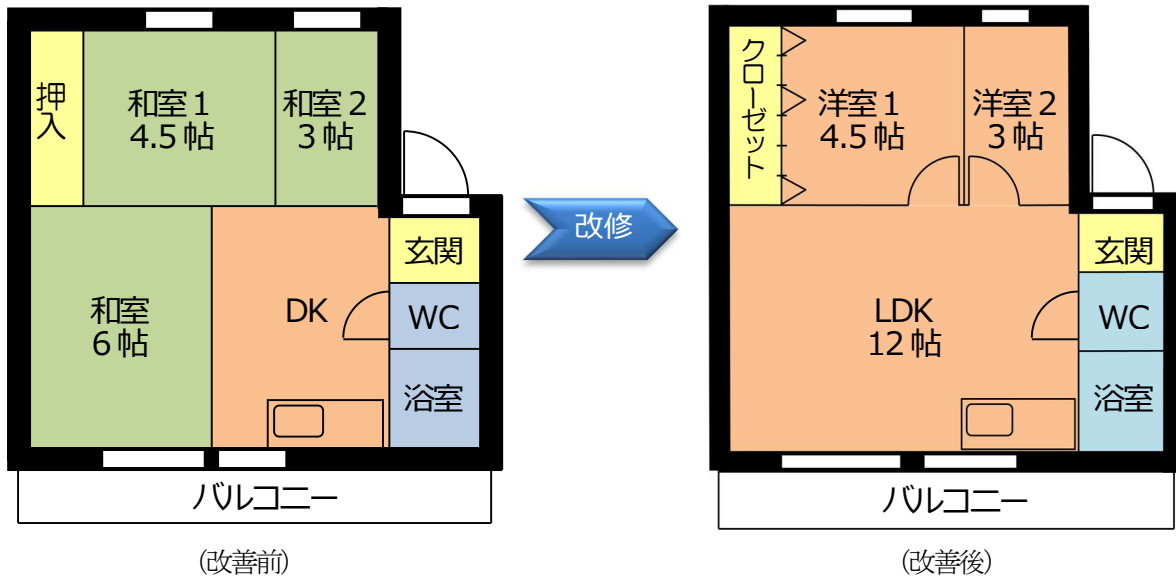
イ 活用主体：日野団地自治会（憩いの家運営委員会）

活用方法：名称「憩いの家」。健康づくりに関する資料などを備えた健康情報や日常的な交流の拠点として活用していく。

2 子育て世帯向け住戸の供給

団地内に子育て世帯を呼び込むため、既存住戸の間取りを変更し、床をフローリング化するなど、子育て世帯向け住戸に改修しました。

○ 県営浦賀かもめ団地、日野団地（戸当たり専用面積：約 37 ㎡）（平成 26 年度）



ア 改修内容：間取りの変更（DK と和室を一室にし、LDK に改修）や、床のフローリング化 等

3 空き施設（店舗）活用によるサービス拠点づくり

団地の空き施設（店舗）を活用して、民間事業者等を誘致し保健・医療・福祉サービスの拠点づくり等を行いました。

○ 県営浦賀かもめ団地（平成 25 年度）

「健康団地」の取組みの第一弾 として、県営浦賀かもめ団地内の空き施設（店舗）に、保健・医療・福祉サービス事業者を誘致することとし、公募により、診療所と小規模多機能型居宅介護事業者を決定しました。

- ・平成 26 年 4 月開設 小磯診療所分院（整形外科等）
- ・平成 27 年 4 月開設 小規模多機能 なかよし



III 健康団地関連の指定管理者業務

○ 空き住戸活用のための改修

コミュニティづくりなどの拠点となる空き住戸改修を、空き家修繕と同様に改修工事の執行を行う。